

# 1 国土調査のあらまし

## (1) 国土調査法成立までのいきさつ

狭い国土に過密な人口を擁する我が国において、国土の利用の高度化によって経済の再建を図ろうとする議論が、第2次世界大戦直後に有識者の間で行われ、昭和22年（1947年）経済安定本部に設置された資源委員会に、土地調査部会の組織が確立されて、土地調査に関する研究が進められた。

昭和25年（1950年）5月10日に、経済安定本部に土地調査準備会が設置されて国土調査の実施に必要な準備調査が行われ、昭和26年（1951年）3月、第10国会に「国土調査法案」が上程され、同年6月1日法律第180号により、国土調査法が制定されるに至った。

## (2) 国土調査の目的

国土調査の目的は、これらの調査を総合的に行い、国土の自然的な実態を科学的に明らかにし、国土をより高度にかつ合理的に利用するための基礎資料を整備することにある。

## (3) 国土調査の内容

国土調査は、国土の基礎調査であり、基本調査、地籍調査、土地分類調査及び水調査に分類される。このうち、基本調査は地籍調査のための基準点を設置する測量、土地分類調査のための地形、地質、土壌の概況調査、水調査のための観測地点の選定である。地籍調査は土地の境界、面積、所有者、地目、地番の調査であり、土地分類調査は土地の利用状況、自然的要素、生産力の調査である。水調査は雨量、流量、水質、流砂状況、水利の調査である。

## (4) 国土調査事業の経過

国土調査法が昭和26年（1951年）に制定され、昭和26年度（1951年度）から昭和31年度（1956年度）まで任意方式、昭和32年度（1957年度）から昭和37年度（1962年度）まで特定計画方式により国土調査事業が実施されてきた。

しかしながら、事業の実績は遅々として進捗がみられないことと、国土総合開発、新産業都市建設地方開発、特定地域開発に関する諸立法、農業基本法等の経済立法の制定に伴う諸事業の進展により、国土調査の画期的推進を図ることが急務である

～ 参考資料編 ～

と認識されて、昭和37年（1962年）4月に第40国会に自民、社会、民社各党共同提案による「国土調査促進特別措置法案」が上程され、同年5月に法律第143号により、国土調査促進特別措置法（以下、「特別措置法」という。）が制定された。

この特別措置法に基づき昭和38年（1963年）5月、「国土調査事業十箇年計画」が閣議決定され、昭和38年度（1963年度）からの十箇年で42,000km<sup>2</sup>の地域調査を実施する計画が決定された。その後、昭和44年（1969年）5月、国土総合開発法に基づく全国総合開発計画の新計画が策定され、各種の開発事業の基礎となる国土調査事業の進捗もこれに合わせて飛躍的に増大させるため、特別措置法の一部が昭和45年（1970年）5月に改正され、昭和45年度（1970年度）を初年度とする「第2次国土調査事業十箇年計画」が昭和45年（1970年）9月に閣議決定され、地籍調査計画面積を85,000km<sup>2</sup>として、昭和54年度（1979年度）までに38,228km<sup>2</sup>（計画面積の45%）が調査実施された。

昭和55年（1980年）3月に特別措置法が一部改正され、昭和55年度（1980年度）を初年度とする「第3次国土調査事業十箇年計画」が昭和55年（1980年）6月に閣議決定され、地籍調査計画面積を60,000km<sup>2</sup>として、平成元年度（1989年度）までに32,735km<sup>2</sup>（同55%）が調査実施された。

平成2年（1990年）3月に特別措置法が一部改正され、平成2年度（1990年度）を初年度とする「第4次国土調査事業十箇年計画」が平成2年（1990年）5月に閣議決定され、地籍調査計画面積を49,200km<sup>2</sup>として、平成11年度（1999年度）までに22,261km<sup>2</sup>（同45%）が調査実施された。

平成12年（2000年）4月に特別措置法が一部改正され、平成12年度（2000年度）を初年度とする「第5次国土調査事業十箇年計画」が平成12年（2000年）5月に閣議決定され、地籍調査計画面積を34,000km<sup>2</sup>として、平成21年度（2009年度）までに16,400km<sup>2</sup>（同48%）が調査実施された。

平成22年（2010年）4月に特別措置法が一部改正され、平成22年度（2010年度）を初年度とする「第6次国土調査事業十箇年計画」が平成22年（2010年）5月に閣議決定され、地籍調査計画面積を21,000km<sup>2</sup>として、令和元年度（2019年度）までに9,713km<sup>2</sup>（同46%）が調査実施された。

令和2年（2020年）3月に特別措置法が一部改正され、令和2年度（2020年度）を初年度とする「第7次国土調査事業十箇年計画」が令和2年（2020年）5月に閣議決定され、地籍調査計画面積を15,000km<sup>2</sup>とする調査が実施中である。